

屋久島町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）策定

および都市計画区域見直し検討業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

屋久島町建設課

〔資料〕

- 1 委託業務仕様書
- 2 評価項目・評価基準

〔様式〕

- 1 質問書
- 2 参加申込書
- 3 同種又は類似業務の実績調書
- 4 予定技術者調書
- 5 見積書

この実施要領は、屋久島町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）策定および都市計画区域見直し検討業務委託に係る受託者を選定するためのプロポーザルに参加される

方（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行ってください。

1. 業務概要

(1) 業務名

屋久島町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）策定
および都市計画区域見直し検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和10年3月24日まで

(4) 提案上限額

上限額は、令和7年度から令和9年度までの3か年で、58,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

2. 参加資格

本プロポーザルの参加要件は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

(1) 過去5年以内において、地方自治体が発注する都市計画関連業務の元請けでの受注実績を有する者。

(2) 次のいずれかの資格を有する管理技術者および照査技術者を配置できること。

ア 技術士（総合技術監理部門の建設一都市及び地方計画）

イ 技術士（建設部門の都市及び地方計画）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画）

エ 上記アおよびイと同等の能力と経験を有する技術者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 参加表明提出時点において、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けていないこと。

(5) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

(7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされてい

るもの、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

3. 選考方針

屋久島町が設置する選考委員会において、提案者によるプレゼンテーション及び書類審査を実施のうえ、資料2「評価項目・評価基準」に基づき提案内容の評価し、最も評価点が高い提案者を受託候補者とします。

4. スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年6月18日（水） |
| (2) 質問受付期間 | 令和7年6月19日（木）
～令和7年6月25日（水）17時まで |
| (3) 質問最終回答期限 | 令和7年6月27日（金） |
| (4) 参加申込締切 | 令和7年7月1日（火） |
| (5) 提案書提出期限 | 令和7年7月11日（金） |
| (6) 受託候補者選考 | 令和7年7月17日（木）予定 ※別途通知 |
| (7) 審査結果通知・公表 | 令和7年7月22日（火）予定 |
| (8) 契約締結 | 令和7年7月28日（月）予定 |

5. 質問書の提出

提案を行うに当たり疑義が生じた場合は、質問書（様式1）により、「13. 問い合わせ・書類送付先」宛てにEメールで提出してください。

なお、質問は「参加申込書」を提出された全業者に対してEメールで回答します。

6. 参加申込み

参加を希望される場合は、2.参加資格を確認の上、下記のとおり参加申込書を提出してください。

(1) 提出書類

下記アからキまでの書類を提出すること。

なお、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は、イからオについては提出不要です。

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

ウ 税務署発行の消費税及び地方消費税納税証明書

エ 屋久島町町税納税証明書

(屋久島町に住所が無い場合は、本社所在地の市町村が発行する証明書)

オ 法人登記簿(現在事項全部証明書)

カ 同種又は類似業務の実績調書(様式3)

キ 予定技術者調書(様式4)

(2) 提出方法 郵送または持参してください。

※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(3) 提出先 「13. 問い合わせ・書類送付先」のとおり

(4) その他 参加申込書を提出していない事業者については、このプロポーザルに参加することはできません。

また、参加申込書を提出しても参加資格を有しないと判断された場合も、同様です。この場合は、その旨を通知します。

7. 技術提案書の提出

参加者は、資料1「委託業務仕様書」の内容に基づき、技術提案書(以下「提案書」という。)を提出してください。

(1) 提出方法 郵送または持参してください。

※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(2) 提出書類

下記アおよびイの書類を提出すること。

ア 技術提案書

①資料1「委託業務仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、提案書を作成してください。

②提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。

③提案書のページ上限は、10ページ以内(表紙、目次、様式4を除く)とします。提案書はA4サイズとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。

④提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付してください。

⑤実施内容、実施体制、スケジュール等を記載してください。

イ 見積書(様式5)

①経費の内訳を任意様式で作成してください。

業務全体金額と、下記項目毎に年度別の内訳書を添付してください。

- ・屋久島町都市計画マスタープラン策定(令和7年度, 8年度, 9年度)
- ・立地適正化計画策定(令和7年度, 8年度)
- ・都市計画区域見直し検討業務委託(令和8年度, 9年度)

(3) その他

- ア 1 業者 1 提案とし、複数の提案は認めません。
- イ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ウ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- エ 提案書等で使用する言語および通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

8. 受託候補者選考

(1) 選考会

屋久島町が設置する選考委員会において、資料 2 「評価項目・評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を最優秀提案者（受託候補者）とします。

提案者によるプレゼンテーションを次のとおり実施します。

- ア 日 時 令和 7 年 7 月 1 5 日（火）予定 ※別途通知
- イ 会 場 屋久島町本庁舎 第 1 委員会室（受付・控室は第 2 委員会室）
- ウ 時 間 1 提案者につき 3 0 分以内（提案 2 0 分、質疑応答 1 0 分）
- エ 人 数 1 提案者につき 3 名まで
- オ その他 プレゼンテーションは、業務受託後選任予定の担当技術者が、提出した企画提案書の基づき行って下さい。
プロジェクター、スクリーンは会場に備え付けのものを使用できます。

(2) 選考結果

選考結果については、令和 7 年 7 月 2 2 日（火）に E メールにて連絡する予定です。併せて、屋久島町公式ホームページで公開する予定です。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じません。

9. 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提案書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合によっては使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

10. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 談合、その他不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合
- (5) 参加申込書を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。

11. 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

12. その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。
- (4) 成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

13. 問い合わせ・書類送付先

屋久島町役場 建設課 土木係（担当：佐古・鎌田）

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900

Eメール：kensetu@town.yakushima.kagoshima.jp